

第一六三回

閣第一八号

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正)

第一条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「五千七百八十円」を「五千六百九十円」に改める。

第二十五条第二項中「十万六千七百円」を「十万六千六百円」に改め、同条第三項中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一 防衛参事官等俸給表（第四条 第六条、第八条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	号俸	指定職
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額		俸給月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円		円
	1	239,900	326,200	363,100	404,300	457,200	1	571,000
	2	248,700	337,200	376,200	417,700	472,800	2	634,000
	3	259,100	348,300	389,300	431,000	488,500	3	701,000
	4	268,900	359,600	402,200	444,500	504,200	4	780,000
	5	281,800	371,100	415,000	457,900	519,600	5	840,000
	6	291,500	382,400	427,700	471,200	534,900	6	903,000
	7	303,100	393,200	440,300	484,200	550,200	7	988,000
	8	313,100	403,600	452,900	496,500	565,400	8	1,065,000
	9	323,600	414,000	465,500	508,700	580,600	9	1,142,000
	10	334,300	424,300	477,400	520,300	595,700	10	1,223,000
	11	345,000	434,500	487,900	530,800	607,900	11	1,297,000
	12	355,800	444,700	498,300	540,400	615,700		
	13	366,600	454,100	506,700	548,500	623,200		
	14	377,300	462,800	513,900	556,000	629,900		
	15	387,600	469,200	521,000	560,800	635,000		
	16	397,900	475,200	525,700				
	17	407,700	479,500	530,300				
	18	417,300	483,700	535,000				
	19	426,500	487,900					
	20	434,300	492,000					
	21	440,200	496,200					
	22	445,400						
	23	449,800						
	24	454,000						
	25	458,000						
26	461,700							
再任用職員		337,000	363,700	401,600	440,000	498,100		

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

別表第二 自衛隊教官俸給表（第四条 第五条関係）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級
	号俸	俸給月額	俸給月額
再任用職員以外の職員		円	円
	1		310,100
	2	190,500	323,500
	3	197,400	336,700
	4	204,300	346,700
	5	211,700	356,800
	6	219,600	367,100
	7	230,500	376,900
	8	242,000	386,400
	9	253,600	395,900
	10	265,900	404,700
	11	278,500	413,500
	12	291,500	422,100
	13	305,100	430,200
	14	318,400	437,900
	15	331,000	445,300
	16	340,900	452,700
	17	350,700	460,600
	18	360,700	468,600
	19	370,100	476,500
	20	379,400	484,300
	21	388,200	492,100
	22	396,100	498,900
	23	403,100	502,900
	24	410,300	
	25	417,000	
	26	423,300	
	27	428,700	
	28	433,900	
	29	438,700	
	30	442,900	
	31	447,200	
	32	451,400	
33	454,200		
再任用職員		282,800	353,800

別表第三 自衛官俸給表（第四条、第五条、第六条、第八条、第二十七条の三、第二十八条の三関係）

職員の 区分	階級	陸将 海将 空将	陸将補 海将補 空将補			1等陸佐 1等海佐 1等空佐			2等陸佐 2等海佐 2等空佐		3等陸佐 3等海佐 3等空佐		1等陸尉 1等海尉 1等空尉		2等陸尉 2等海尉 2等空尉		3等陸尉 3等海尉 3等空尉		准陸尉 准海尉 准空尉		陸曹長 海曹長 空曹長		1等陸曹 1等海曹 1等空曹		2等陸曹 2等海曹 2等空曹		3等陸曹 3等海曹 3等空曹		陸士長 海士長 空士長		1等陸士 1等海士 1等空士		2等陸士 2等海士 2等空士		3等陸士 3等海士 3等空士								
			号 俵	俸給月額			俸給月額			俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額							
				(一)	(二)	(三)	(一)	(二)	(三)																																		
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円				
1		571,000	571,000	479,300	439,600	422,000	372,800	340,100	318,000	273,600	244,900	236,400	227,500	221,700	221,400																												
2		634,000	634,000	495,200	452,800	434,700	384,100	350,800	328,400	283,600	253,900	240,400	236,500	230,700	230,400	212,600																											
3		701,000	701,000	511,100	466,000	447,500	396,700	362,500	338,900	295,000	262,800	244,400	238,600	238,300	221,400	212,000																											
4		780,000	780,000	526,600	479,300	460,600	409,600	372,800	349,500	305,000	271,800	252,800	246,800	246,500	230,400	220,600																											
5		840,000	840,000	542,100	492,700	473,200	422,000	384,100	360,400	314,800	281,100	261,000	260,800	255,000	254,700	238,300	228,600																										
6		903,000	903,000	557,600	506,100	485,400	434,600	396,600	371,400	324,900	290,600	269,400	268,900	263,100	262,800	246,500	236,400																										
7		988,000	988,000	572,700	520,400	496,900	447,400	408,100	382,500	335,000	300,100	278,200	277,700	271,900	271,600	254,700	244,300																										
8		1,065,000		587,200	534,800	507,300	460,500	419,600	393,700	345,000	310,000	286,800	286,400	280,600	280,300	262,800	251,900																										
9		1,142,000		601,600	549,100	517,700	473,000	430,700	404,600	354,800	319,500	295,500	295,100	289,300	289,000	271,600	259,800																										
10		1,223,000		613,000	562,200	528,000	484,400	441,700	415,200	364,600	328,800	304,200	303,700	297,900	297,600	280,300	267,700																										
11		1,297,000		621,600	575,100	538,200	494,900	452,500	425,800	374,100	338,200	312,900	312,400	306,600	306,300	289,000	276,000																										
12				630,100	587,500	548,000	504,500	463,200	436,200	383,400	347,500	321,500	320,900	315,100	314,800	297,500	284,400																										
13				638,600	596,600	556,400	513,700	473,700	446,500	392,400	356,800	330,100	329,300	323,500	323,200	305,900	292,700																										
14				647,100	602,400	564,100	520,300	484,100	456,700	401,400	365,900	338,800	338,000	332,200	331,700	314,100	300,800																										
15					608,300	569,100	527,100	493,600	466,700	410,100	375,100	347,600	346,700	340,800	340,200	322,300	307,600																										
16					574,100	532,200	502,600	472,900	448,900	418,900	383,600	356,300	355,400	349,500	348,900	330,400	314,300																										
17					579,000	537,100	508,800	478,700	427,300	392,000	365,100	364,100	358,200	357,400	338,400	320,600																											
18					584,000	542,000	515,300	483,300	435,400	400,200	373,200	372,100	366,200	365,400	346,100	326,100																											
19					589,000	546,900	520,400	487,900	442,900	408,500	381,300	380,200	374,300	373,500	353,500	330,600																											
20					551,700	525,400	492,400	448,800	416,800	389,400	388,300	382,400	381,500	381,500	360,500																												
21					556,500	530,200	497,000	454,000	424,900	397,300	396,200	390,300	389,400	389,400	367,200																												
22					561,200	535,100	501,700	458,400	432,500	405,200	404,100	398,100	397,100	397,100	374,200																												
23					566,000	539,900	506,300	462,800	439,300	412,800	411,700	405,700	404,600	404,600	381,200																												
24						544,700	511,000	467,200	444,900	420,400	419,300	413,300	412,200	412,200	388,100																												
25						549,500	515,800	471,600	449,600	427,900	426,800	420,800	420,800	419,400	394,800																												
26						554,300	520,500	476,000	454,100	433,900	432,800	426,800	426,800	425,300	400,600																												
27							480,400	458,500	439,000	437,800	431,800	429,900	429,900	429,900	405,800																												
28							484,700	462,900	444,000	442,600	436,500	434,500	434,500	434,500	410,300																												
29							489,200	467,300	448,600	447,100	441,000	438,900	438,900	438,900																													
30								493,700	471,700	453,200	451,600	445,500	443,400	443,400																													
31									476,100	457,700	456,100	450,000	447,900	447,900																													
32									480,600	462,200	460,600	454,500	454,500	454,500																													
33									485,100	466,700	465,100	459,000	459,000	459,000																													
34										471,200	469,600	463,500	463,500	463,500																													
35										475,700	474,100	474,100	474,100	474,100																													

第二条 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条の前の見出し及び同条第一項中「俸給月額」を「号俸」に改め、同項第三号中「五級」を「六級」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

- 2 一般職給与法第八条第五項から第十項までの規定は、職員の昇給について準用する。この場合において、同条第五項中「職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）」とあるのは「職員」と、同項から同条第七項まで及び第十項中「人事院規則」とあるのは「政令」と、同条第六項及び第七項中「職務の級がこれに」とあるのは「職務の級又は階級がこれに」と、同条第八項中「職務の級」とあるのは「職務の級又は階級（当該職員の属する階級が陸将、海将又は空将であつてその者が防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）別表第三の陸将補、海将補及び空将補の（二）欄の適用を受ける場合にあつては同欄をいい、当該職員の属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄、（二）欄又は（三）欄をいう。）」と読み替えるものとする。
- 3 医師又は歯科医師である自衛官（次条の規定の適用を受ける自衛官を除く。次項において同じ。）を昇給させる場合の昇給の号俸数については、前項において準用する一般職給与法第八条第六項の規定にかかわらず、一般職給与法別表第八イの適用を受ける国家公務員との均衡を考慮して政令で定める号俸数を標準として政令で定める基準に従い決定することができる。

第五条に次の二項を加える。

- 4 医師又は歯科医師である自衛官の号俸が、第一項の規定によりその者の属する階級（当該職員の属する階級が陸将、海将又は空将であつてその者が別表第三の陸将補、海将補及び空将補の（二）欄の適用を受ける場合にあつては同欄をいい、当該職員の属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄、（二）欄又は（三）欄をいう。以下この項、第八条第三項及び別表第三備考（四）において同じ。）における最高の号俸に決定された場合又は第二項において準用する一般職給与法第八条第六項若しくは第七項若しくは前項の規定によりその者の属する階級における最高の号俸となつた場合において、当該号俸による俸給月額が一般職給与法別表第八イの適用を受ける国家公務員が受ける俸給月額との均衡を失すると認められるときは、当該号俸による俸給月額に同表の適用を受ける国家公務員との均衡を考慮して政令で定める額を加えた額をその者の俸給月額とすることができる。
- 5 前項の規定により定められた俸給月額が一般職給与法別表第八イの適用を受ける国家公務員が受ける俸給月額との均衡を失すると認められるに至つた場合においても、同項と同様とする。

第六条の二第一項中「俸給月額」を「号俸」に改め、同条第二項中「長官」を「防衛

庁長官（以下「長官」という。）に、「掲げる俸給月額」を「掲げる号俸」に、「十一号俸」を「八号俸」に改める。

第七条第一項中「俸給月額」を「号俸」に改め、同条第二項中「掲げる俸給月額」を「掲げる号俸」に、「十一号俸」を「八号俸」に改める。

第十四条第一項中「、調整手当」を「、地域手当」に、「自衛官には調整手当」を「自衛官には地域手当」に改め、同条第二項中「（自衛官（第六条の規定の適用を受ける自衛官を除く。次項において同じ。）に調整手当を支給する場合を除く。）」を削り、「第十一条の四中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）第七条第一項の俸給表」と、同条並びに一般職給与法第十一条の五、」を「第十一条の第三第二項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当並びに営外手当（防衛庁の職員の給与等に関する法律第十八条第一項に規定する自衛官に限る。以下同じ。））」と、一般職給与法第十一条の四、第十一条の六第一項及び第二項並びに第十一条の七第一項及び第二項中「及び扶養手当」とあるのは「、扶養手当及び営外手当」と、一般職給与法第十一条の五中「及び指定職俸給表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事院の定めるものに限る。））」とあるのは「、指定職俸給表又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で内閣府令で定めるものに限る。）及び医師又は歯科医師である自衛官」と、一般職給与法」に改め、同条第三項を削る。

第十八条の二第一項及び第十九条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第二十二条の二第一項中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条第五項中「及び第三項」を削り、「第十一条の四」を「第十一条の五」に、「による調整手当」を「による地域手当」に改める。

第二十三条第二項及び第二十四条第二項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第二十五条第三項中「調整手当及び」を「地域手当及び」に改める。

第二十七条第二項中「、調整手当」を「、地域手当」に改める。

第二十八条第九項中「に受けていた俸給月額に対応する」を「におけるその者の」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一 防衛参事官等俸給表（第四条 第六条、第八条関係）

職員の 区分	職務 の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	号俸	指定職
		俸給月 額	俸給月 額	俸給月 額	俸給月 額	俸給月 額	俸給月 額		俸給月 額
再任職 以外 の 職員		円	円	円	円	円	円		円
	1	243,800	354,100	404,900	457,400	516,900	589,100	1	728,000
	2	245,900	356,700	407,800	460,100	520,300	592,600	2	784,000
	3	248,000	359,300	410,700	462,800	523,700	596,100	3	843,000
	4	250,100	361,900	413,600	465,500	527,100	599,600	4	922,000
	5	252,100	364,300	416,400	468,200	530,500	603,200	5	994,000
	6	254,300	366,800	419,300	470,800	533,900	606,000	6	1,066,000
	7	256,500	369,300	422,200	473,400	537,300	608,800	7	1,142,000
	8	258,700	371,800	425,100	476,000	540,700	611,600	8	1,211,000
	9	260,900	374,100	427,900	478,700	544,100	614,300		
	10	263,100	376,500	430,900	481,200	547,500	616,400		
	11	265,300	378,900	433,900	483,700	550,900	618,500		
	12	267,500	381,300	436,900	486,200	554,300	620,600		
	13	269,700	383,600	439,700	488,800	557,700	622,500		
	14	271,900	385,900	442,300	491,000	560,400	624,200		
	15	274,100	388,200	444,900	493,200	563,100	625,900		
	16	276,300	390,500	447,500	495,400	565,800	627,600		
	17	278,600	392,900	450,200	497,600	568,400	629,100		
	18	280,800	395,200	452,500	499,600	570,000	630,400		
	19	283,000	397,500	454,800	501,600	571,600	631,700		
	20	285,200	399,800	457,100	503,600	573,200	633,000		
	21	289,300	401,900	459,400	505,500	574,800	634,400		
	22	291,600	404,100	461,700	507,200	576,400			
	23	293,900	406,300	464,000	508,900	578,000			
	24	296,200	408,500	466,300	510,600	579,600			
	25	298,500	410,800	468,400	512,100	581,200			
	26	300,800	413,000	470,200	513,600	582,500			
	27	303,100	415,200	472,000	515,100	583,800			
	28	305,400	417,400	473,800	516,600	585,100			
	29	307,800	419,600	475,500	518,100	586,400			
	30	310,100	421,700	477,000	519,000	587,400			
	31	312,400	423,800	478,500	519,900	588,400			
	32	314,700	425,900	480,000	520,800	589,400			
	33	319,500	427,900	481,300	521,700	590,400			
	34	322,000	429,800	482,700	522,600	591,400			
	35	324,500	431,700	484,100	523,500	592,400			
	36	327,000	433,600	485,500	524,400	593,400			
	37	329,400	435,400	487,000	525,200	594,400			
	38	331,900	436,700	488,000	526,100	595,400			
	39	334,400	438,000	489,000	527,000	596,400			
	40	336,900	439,300	490,000	527,900	597,400			
	41	339,400	440,700	490,900	528,700	598,400			
	42	341,900	442,000	491,800	529,600				
	43	344,400	443,300	492,700	530,500				
	44	346,900	444,600	493,600	531,400				
	45	349,500	445,800	494,400	532,200				
	46	351,900	446,600	495,200					
	47	354,300	447,400	496,000					
	48	356,700	448,200	496,800					
	49	359,200	449,000	497,700					
	50	361,500	449,800	498,500					
	51	363,800	450,600	499,300					
52	366,100	451,400	500,100						

	53	368,400	452,100	501,000					
	54	370,700	452,900	501,800					
	55	373,000	453,700	502,600					
	56	375,300	454,500	503,400					
	57	377,500	455,200	504,300					
	58	379,700	456,000	505,100					
	59	381,900	456,800	505,900					
	60	384,100	457,600	506,700					
	61	386,200	458,200	507,600					
	62	388,300	458,900						
	63	390,400	459,600						
	64	392,500	460,300						
	65	394,600	461,100						
	66	396,600	461,800						
	67	398,600	462,500						
	68	400,600	463,200						
	69	402,600	464,000						
	70	404,300	464,700						
	71	406,000	465,400						
	72	407,700	466,100						
	73	409,200	466,900						
	74	410,500	467,600						
	75	411,800	468,300						
	76	413,100	469,000						
	77	414,300	469,800						
	78	415,300							
	79	416,300							
	80	417,300							
	81	418,400							
	82	419,300							
	83	420,200							
	84	421,100							
	85	422,000							
	86	422,800							
	87	423,600							
	88	424,400							
	89	425,100							
	90	425,800							
	91	426,500							
	92	427,200							
	93	428,000							
	94	428,700							
	95	429,400							
	96	430,100							
	97	430,900							
	98	431,600							
	99	432,300							
	100	433,000							
	101	433,800							
	102	434,500							
	103	435,200							
	104	435,900							
	105	436,700							
	106	437,400							
	107	438,100							
	108	438,800							
	109	439,600							
再任用職員		322,100	354,100	401,600	440,000	498,100	589,100		

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

別表第二 自衛隊教官俸給表（第四条 第五条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級
	号俸	俸給月額	俸給月額
再任用職員以外の職員		円	円
	1	190,500	331,500
	2	192,200	333,800
	3	193,900	336,100
	4	195,600	338,400
	5	197,400	340,700
	6	199,100	343,000
	7	200,800	345,300
	8	202,500	347,600
	9	204,300	349,800
	10	206,200	352,000
	11	208,100	354,200
	12	210,000	356,400
	13	211,700	358,600
	14	213,700	360,700
	15	215,700	362,800
	16	217,700	364,900
	17	219,600	366,900
	18	222,300	368,900
	19	225,000	370,900
	20	227,700	372,900
	21	230,500	375,000
	22	233,400	377,000
	23	236,300	379,000
	24	239,200	381,000
	25	242,000	382,900
	26	244,900	384,900
	27	247,800	386,900
	28	250,700	388,900
	29	253,600	390,800
	30	256,300	392,800
	31	259,000	394,800
	32	261,700	396,800
	33	264,400	398,700
	34	267,100	400,500
	35	269,800	402,300
	36	272,500	404,100
	37	275,200	405,700
	38	277,900	407,300
	39	280,600	408,900
	40	283,300	410,500
	41	285,900	412,200
	42	288,600	413,800
	43	291,300	415,400
	44	294,000	417,000
	45	296,500	418,700
	46	299,200	420,300
47	301,900	421,900	

48	304,600	423,500
49	307,100	425,200
50	309,600	426,800
51	312,100	428,400
52	314,600	430,000
53	317,000	431,700
54	319,200	433,300
55	321,400	434,900
56	323,600	436,500
57	325,900	438,200
58	328,100	439,800
59	330,300	441,400
60	332,500	443,000
61	334,700	444,700
62	336,900	446,300
63	339,100	447,900
64	341,300	449,500
65	343,500	451,200
66	345,700	452,800
67	347,900	454,400
68	350,100	456,000
69	352,100	457,600
70	354,200	459,200
71	356,300	460,800
72	358,400	462,400
73	360,400	463,900
74	362,400	464,900
75	364,400	465,900
76	366,400	466,900
77	368,400	467,700
78	370,100	
79	371,800	
80	373,500	
81	375,200	
82	376,700	
83	378,200	
84	379,700	
85	381,200	
86	382,700	
87	384,200	
88	385,700	
89	387,200	
90	388,600	
91	390,000	
92	391,400	
93	392,900	
94	394,200	
95	395,500	
96	396,800	
97	398,200	
98	399,300	
99	400,400	

	100	401,500	
	101	402,600	
	102	403,700	
	103	404,800	
	104	405,900	
	105	406,800	
	106	407,800	
	107	408,800	
	108	409,800	
	109	410,700	
	110	411,600	
	111	412,500	
	112	413,400	
	113	414,100	
	114	414,900	
	115	415,700	
	116	416,500	
	117	417,300	
	118	418,100	
	119	418,900	
	120	419,700	
	121	420,500	
	122	421,000	
	123	421,500	
	124	422,000	
	125	422,400	
	126	422,900	
	127	423,400	
	128	423,900	
	129	424,300	
	130	424,800	
	131	425,300	
	132	425,800	
	133	426,200	
	134	426,700	
	135	427,200	
	136	427,700	
	137	428,100	
再任用職員		279,400	338,200

64					505,000	478,900	448,200	396,500	366,500	345,400	342,800	336,200	335,500	325,600	304,900
65					506,000	479,800	449,100	398,400	368,200	347,400	344,800	338,100	337,300	327,100	306,200
66					506,900	480,700	449,900	400,200	370,100	349,300	346,600	339,900	339,000	328,600	307,400
67					507,800	481,600	450,700	402,000	372,000	351,200	348,400	341,700	340,700	330,100	308,600
68					508,700	482,500	451,500	403,800	373,900	353,100	350,200	343,500	342,400	331,600	309,800
69					509,700	483,200	452,200	405,400	375,600	354,800	351,900	345,200	344,100	333,200	310,900
70					510,600	484,100	453,100	406,900	377,500	356,600	353,700	347,000	345,900	334,700	311,800
71					511,500	485,000	454,000	408,400	379,400	358,400	355,500	348,800	347,700	336,200	312,700
72					512,400	485,900	454,900	409,900	381,300	360,200	357,300	350,600	349,500	337,700	313,600
73					513,400	486,800	455,600	411,300	383,000	361,900	359,200	352,400	351,100	339,300	314,400
74					514,300	487,700	456,500	412,600	384,900	363,800	361,000	354,200	352,900	340,800	
75					515,200	488,600	457,400	413,900	386,800	365,700	362,800	356,000	354,700	342,300	
76					516,100	489,500	458,300	415,200	388,700	367,600	364,600	357,800	356,500	343,800	
77					517,100	490,400	459,100	416,400	390,400	369,400	366,400	359,400	358,100	345,100	
78					518,000	491,300	460,000	417,500	392,200	371,200	368,200	361,200	359,900	346,600	
79					518,900	492,200	460,900	418,600	394,000	373,000	370,000	363,000	361,700	348,100	
80					519,800	493,100	461,800	419,700	395,800	374,800	371,800	364,800	363,500	349,600	
81					520,800	493,900	462,500	420,900	397,500	376,500	373,600	366,600	365,100	351,100	
82						494,800	463,400	421,700	399,200	378,300	375,300	368,300	366,700	352,700	
83						495,700	464,300	422,500	400,900	380,100	377,000	370,000	368,300	354,300	
84						496,600	465,200	423,300	402,600	381,900	378,700	371,700	369,900	355,900	
85						497,300	465,900	424,200	404,300	383,600	380,300	373,300	371,600	357,300	
86						498,200	466,800	425,000	405,800	385,300	382,000	375,000	373,100	358,700	
87						499,100	467,700	425,800	407,300	387,000	383,700	376,700	374,600	360,100	
88						500,000	468,600	426,600	408,800	388,700	385,400	378,400	376,100	361,500	
89						500,700	469,300	427,500	410,100	390,400	386,900	379,900	377,700	362,900	
90						501,600	470,200	428,400	411,300	392,100	388,500	381,500	379,300	364,300	
91						502,500	471,100	429,300	412,500	393,800	390,100	383,100	380,900	365,700	
92						503,400	472,000	430,200	413,700	395,500	391,700	384,700	382,500	367,100	
93						504,100	472,700	431,200	415,000	397,100	393,200	386,100	384,200	368,500	
94						505,000	473,600	432,000	416,000	398,800	394,900	387,800	385,700	369,700	
95						505,900	474,500	432,800	417,000	400,500	396,600	389,500	387,200	370,900	
96						506,800	475,400	433,600	418,000	402,200	398,300	391,200	388,700	372,100	
97						507,500	476,100	434,500	419,000	403,800	399,800	392,700	390,300	373,400	
98							477,000	435,300	419,900	405,200	401,100	394,000	391,500	374,400	
99							477,900	436,100	420,800	406,600	402,400	395,300	392,700	375,400	
100							478,800	436,900	421,700	408,000	403,700	396,600	393,900	376,400	
101							479,500	437,800	422,700	409,300	405,100	398,000	395,100	377,500	
102							480,400	438,600	423,600	410,400	406,200	399,100	396,000	378,400	
103							481,300	439,400	424,500	411,500	407,300	400,200	396,900	379,300	
104							482,200	440,200	425,400	412,600	408,400	401,300	397,800	380,200	
105								482,900	441,100	426,100	413,600	402,300	398,500	381,200	
106								441,900	427,000	414,600	410,500	403,400	399,500	382,100	
107								442,700	427,900	415,600	411,600	404,500	400,500	383,000	
108								443,500	428,800	416,600	412,700	405,600	401,500	383,900	
109								444,200	429,800	417,700	413,800	406,600	402,400	384,900	
110								445,100	430,700	418,600	414,800	407,600	403,300	385,800	
111								446,000	431,600	419,500	415,800	408,600	404,200	386,700	
112								446,900	432,500	420,400	416,800	409,600	405,100	387,600	
113								447,600	433,200	421,400	417,800	410,400	406,000	388,600	
114								448,400	434,000	422,400	418,900	411,400	406,900		
115								449,200	434,800	423,400	420,000	412,400	407,800		
116								450,000	435,600	424,400	421,100	413,400	408,700		
117								450,900	436,500	425,400	422,000	414,200	409,600		
118								451,700	437,300	426,300	423,000	415,100	410,500		
119								452,500	438,100	427,200	424,000	416,000	411,400		
120								453,300	438,900	428,100	425,000	416,900	412,300		
121								454,200	439,800	429,000	425,800	417,800	413,000		
122								455,000	440,600	429,800	426,700	418,700	413,900		
123								455,800	441,400	430,600	427,600	419,600	414,800		
124								456,600	442,200	431,400	428,500	420,500	415,700		
125								457,500	443,100	432,300	429,400	421,400	416,400		
126								458,300	443,900	433,200	430,300	422,300	417,300		
127								459,100	444,700	434,100	431,200	423,200	418,200		
128								459,900	445,500	435,000	432,100	424,100	419,100		
129								460,800	446,400	435,800	432,900	424,800	419,800		
130									447,200	436,700	433,800	425,700			
131									448,000	437,600	434,700	426,600			
132									448,800	438,500	435,600	427,500			
133									449,700	439,200	436,300	428,200			
134									450,500	440,000	437,200	429,100			
135									451,300	440,800	438,100	430,000			
136									452,100	441,600	439,000	430,900			
137									453,000	442,500	439,700	431,600			
138										443,300	440,600	432,500			
139										444,100	441,500	433,400			
140										444,900	442,400	434,300			

	141											445,800	443,100	435,000							
	142											446,600	444,000								
	143											447,400	444,900								
	144											448,200	445,800								
	145											449,100	446,500								
再任用職員				517,600	473,300	457,400	401,000	360,900	342,100	309,000	289,800	284,000	283,800	277,100	273,300	265,100	247,800				

- 備考（一）統合幕僚長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の（二）欄に定める額の俸給を支給するものとする。
- （二）この表の陸将補、海将補及び空将補の（一）欄に定める額の俸給を支給を受ける職員は、備考（一）の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。
- （三）この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の（一）欄又は（二）欄に定める額の俸給を支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。
- （四）退職の日に昇任した職員（その者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理由により退職した職員で政令で定めるものを除く。）については、この表の規定にかかわらず、その者の退職の日の前日に属していた階級の欄に定める額の俸給を支給するものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条並びに附則第八条から第十九条まで及び第二十一条から第二十五条までの規定は、平成十八年四月一日から施行する。

(俸給の切替え)

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）における職員の俸給月額、附則第四条に定めるものを除き、施行日の前日においてその者が属していた職務の級（防衛庁の職員の給与等に関する法律（以下「法」という。）第四条第三項に規定する特定任期付職員並びに同条第四項に規定する第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員（以下「特定任期付職員等」という。）にあっては、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）第七条第一項又は一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）第六条第一項若しくは第二項の俸給表をいう。以下この条において同じ。）又は階級（当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあっては法別表第三の陸将補、海将補及び空将補の（二）欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあっては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄、（二）欄又は（三）欄をいう。以下同じ。）におけるその者が受けていた俸給月額（以下「施行日の前日における俸給月額」という。）に対応する号俸と同一の当該職務の級又は階級における号俸による額とする。

(施行日の前日における俸給月額を受けていた期間の通算)

第三条 前条の規定により施行日における俸給月額を決定される職員（特定任期付職員等を除く。）に対する施行日以降における最初の法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）第八条第六項若しくは第八項ただし書の規定又は防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十年法律第百二十二号。附則第六条及び第十四条において「平成十年改正法」という。）附則第十項から第十二項までの規定の適用については、施行日の前日における俸給月額を受けていた期間（内閣府令で定める職員にあっては、内閣府令で定める期間）を施行日における俸給月額を受ける期間に通算する。

(最高号俸による俸給月額を超える俸給月額等を受ける職員の俸給の切替え等)

第四条 施行日の前日において職務の級又は階級の最高の号俸による俸給月額を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間並びに施行日の前日において法第六条の二第二項又は第七条第二項の規定による俸給月額を受けていた特定任期付職員等の施行日における俸給月額は、内閣府令で定める。

(施行日前の異動者の俸給月額等の調整)

第五条 施行日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び内閣府令で定めるこれに準ずる職員の施行日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、内閣府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(施行日の前日における俸給月額の基礎)

第六条 附則第二条から前条までの規定の適用については、職員が属していた職務の級又は階級及びその者が受けていた俸給月額は、第一条の規定による改正前の法又は平成十年改正法附則第十項から第十二項まで及びこれらに基づく命令の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成十七年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)

第七条 法第十八条の二第一項、第十八条の三第一項又は第二十五条第三項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号。以下「一般職給与改正法」という。)附則第五条の規定の適用については、同条第一項第一号中「及び特勤手当(給与法第十四条の規定による手当を含む。)並びに一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成八年法律第百十二号)附則第十四項及び第十五項に規定する暫定筑波研究学園都市移転手当の月額の合計額」とあるのは「、特勤手当(給与法第十四条の規定による手当を含む。)、航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当及び営外手当の月額の合計額又は学生手当の月額」と、同条第二項中「防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)」とあるのは「給与法」とする。

(特定の職務の級の切替え)

第八条 平成十八年四月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が法別表第一の五級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、内閣府令で定めるところにより、同表の五級又は六級とする。

2 切替日の前日において一般職給与法別表第一、別表第六イ、別表第七又は別表第八イの適用を受けていた職員であって、旧級が一般職給与改正法附則別表第一(行政職俸給表(一)、行政職俸給表(二)、教育職俸給表(一)、医療職俸給表(一)及び研究職俸給表に係る部分に限る。以下この項において同じ。)に掲げられている職務の級であったものの新級は、旧級に対応する一般職給与改正法附則別表第一の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、内閣府令で定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号俸への切替え)

第九条 切替日の前日において法別表第一から別表第三までの適用を受けていた職員(第

三項並びに附則第十一条及び第十二条に規定する職員を除く。)の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、旧級又は階級、その者が切替日の前日において受けていた俸給月額(以下「旧俸給月額」という。)に対応する号俸(以下この条、附則別表第一及び附則別表第二において「旧号俸」という。)及び経過期間(旧俸給月額を受けていた期間(内閣府令で定める職員にあっては、内閣府令で定める期間)をいう。以下この条において同じ。)に応じて附則別表第一に定める号俸とする。

- 2 切替日の前日において一般職給与法別表第一又は別表第六から別表第八までの適用を受けていた職員(第四項及び附則第十二条に規定する職員を除く。)の新号俸は、旧級、旧号俸及び経過期間に応じて一般職給与改正法附則別表第二イ、ロ及びリからカまでに定める号俸とする。
- 3 前条第一項の規定により新級を決定される職員(附則第十二条に規定する職員を除く。)の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第二に定める号俸とする。
- 4 前条第二項後段の規定により新級を決定される職員(附則第十二条に規定する職員を除く。)の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて一般職給与改正法附則別表第三イ及びニからヘまでに定める号俸とする。

第十条 切替日の前日において一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第七条第一項又は一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律第六条第一項若しくは第二項の俸給表(附則第十五条第一項において「特定任期付職員等俸給表」という。)の適用を受けていた特定任期付職員等の新号俸は、旧俸給月額に対応するこれらの俸給表における号俸と同じ号数の号俸とする。

(法別表第一の指定職の欄等の適用を受ける職員の号俸の切替え)

第十一条 切替日の前日において法別表第一の指定職の欄、一般職給与法別表第十又は法別表第三の陸将、海将及び空将の欄若しくは陸将補、海将補及び空将補の(一)欄の適用を受けていた職員の号俸は、切替日の前日における号俸(附則別表第三において「旧号俸」という。)に対応する附則別表第三の新号俸欄に定める号俸とする。

(最高号俸による俸給月額を超える俸給月額等を受ける職員の俸給の切替え)

第十二条 切替日の前日において職務の級又は階級における最高の号俸による俸給月額を超える俸給月額を受けていた職員の号俸及び同日において法第六条の二第二項又は第七条第二項の規定による俸給月額を受けていた特定任期付職員等の切替日における俸給月額は、内閣府令で定める。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

第十三条 切替日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び内閣府令で定めるこれに準ずる職員の号俸については、その者が切替日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、内閣府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧俸給月額等の基礎)

第十四条 附則第八条から前条までの規定の適用については、職員が属していた職務の級又は階級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、第二条の規定による改正前の法(附則第十八条において「旧法」という。)又は附則第二十一条の規定による改正前の平成十年改正法附則第十項から第十二項まで及びこれらに基づく命令の規定に従って定められたものでなければならない。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

第十五条 切替日の前日から引き続き同一の関係俸給表(法別表第一から別表第三まで、一般職給与法別表第一、別表第六から別表第八まで若しくは別表第十又は特定任期付職員等俸給表をいう。以下同じ。)の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が旧俸給月額に達しないこととなる職員(内閣府令で定める職員を除く。)には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

2 切替日の前日から引き続き関係俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、内閣府令で定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

3 切替日以降に新たに関係俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、内閣府令で定めるところにより、これらの規定に準じて、俸給を支給する。

第十六条 前条の規定による俸給を支給される職員に関する法第十一条の二において準用する一般職給与法第十条第二項の規定の適用については、同項中「調整前における俸給月額」とあるのは、「調整前における俸給月額と防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)附則第十五条の規定による俸給の額との合計額」と読み替えるものとする。

2 前条の規定による俸給を支給される職員に関する法第十一条の三第二項の規定の適用については、同項中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)附則第十五条の規定による俸給の額との合計額」とする。

3 前条の規定による俸給を支給される職員に関する法第二十七条の三第二項の規定の適用については、同項中「受けていた俸給月額」とあるのは「受けていた俸給月額と防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号。以下この項において「平成十七年防衛庁給与改正法」という。)附則第十五条の規定による俸給の額との合計額」と、「政令で定める俸給月額」とあるのは「政令で定める俸給月額と同条の規定による俸給の額との合計額」と、「別表第三」とあるのは「平成十七年防衛庁給与改正法第二条の規定による改正前の別表第三」とする。

(平成二十二年三月三十一日までの間における一般職給与法の準用に関する特例等)

第十七条 一般職給与改正法附則第十三条の規定は、平成二十二年三月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の法(以下「新法」という。)第五条第二項において準用する一般職給与改正法第二条の規定による改正後の一般職給与法(以下「改正後の一般職給与法」という。)第八条第六項及び第七項並びに新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一条の三第二項及び第十一条の五の規定の適用について準用する。この場合において、一般職給与改正法附則第十三条の表中「人事院規則」とあるのは、「政令」と読み替えるものとする。

2 平成二十二年四月一日以降において附則第十五条の規定の適用を受ける自衛官(法第六条の規定の適用を受ける自衛官を除く。)に関する新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一条の三第二項及び第十一条の五の規定の適用については、同項中「当該各号に定める割合」とあるのは「当該各号に定める割合から百分の一を減じて得た割合」と、同条中「百分の十五」とあるのは「百分の十四」と読み替えるものとする。

(地域手当に関する経過措置)

第十八条 第二条の規定の施行の際現に旧法第十四条第二項又は第三項において準用する一般職給与改正法第二条の規定による改正前の一般職給与法(次項において「改正前の一般職給与法」という。)第十一条の六の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る官署の移転に係る地域手当の支給に関する新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	第十一条の三第一項の	防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)第二条の規定による改正前の防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「旧防衛庁給与法」という。)第十四条第二項又は第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号。以下「平成十七年一般職給与改正法」という。)第二条の規定による改正前の第十一条の三第一項の
	「地域手当支給官署	「調整手当支給官署
	同条第二項各号に定める割合をいう。)	第十一条の三第二項各号に定める割合をいう。)
	地域手当の支給割合(同条第二項各号に定める割合を	調整手当の支給割合(旧防衛庁給与法第十四条第二項において準用する平成十七年一般職給与改正法第二条の規定による改正前の第十一条の

	いう。以下	三第二項各号（防衛庁の職員の給与等に関する法律第六条の規定の適用を受ける自衛官以外の自衛官にあつては、旧防衛庁給与法第十四条第三項において準用する平成十七年一般職給与改正法第二条の規定による改正前の第十一条の三第二項。以下同じ。）に定める割合をいう。以下
	同条第一項	第十一条の三第一項
第一項第一号	地域手当支給官署	第十一条の三第一項の政令で定める地域に所在する官署又は同項の政令で定める官署
第三項	地域手当支給官署	調整手当支給官署
	地域手当の支給割合（同条第二項各号	調整手当の支給割合（旧防衛庁給与法第十四条第二項において準用する平成十七年一般職給与改正法第二条の規定による改正前の第十一条の三第二項各号
	同条第一項	第十一条の三第一項

- 2 第二条の規定の施行の際現に旧法第十四条第二項又は第三項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の七の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び切替日の前日において旧法第十四条第二項又は第三項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の三若しくは第十一条の六の規定の適用を受けている職員が切替日にその在勤する官署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する官署が切替日に移転した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する新法第十四条第二項において読み替えて準用する改正後の一般職給与法第十一条の七の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	第十一条の三第一項の政令で定める地域若しくは官署若しくは第十一条の四の政令で定める空港の区域に在勤する	防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）第二条の規定による改正前の防衛庁の職員の給与等に関する法律（以下「旧防衛庁給与法」という。）第十四条第二項又は第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号。以下「平成十七年一般職給与改正法」という。）第二条の規定による改正前の第十一条の三第一項の政令で定める地域若しくは官署に在勤する
	その在勤する地域、官署若しくは空港の区域	その在勤する地域若しくは官署
	在勤していた地域、官署又は空港の区域	在勤していた地域又は官署

	在勤していた地域、官署若しくは空港の区域	在勤していた地域若しくは官署
	地域手当の支給割合（第十一条の三第二項各号に定める割合又は第十一条の四の政令で定める割合をいい	調整手当の支給割合（旧防衛庁給与法第十四条第二項において準用する平成十七年一般職給与改正法第二条の規定による改正前の第十一条の三第二項各号（防衛庁の職員の給与等に関する法律第六条の規定の適用を受ける自衛官以外の自衛官にあつては、旧防衛庁給与法第十四条第三項において準用する平成十七年一般職給与改正法第二条の規定による改正前の第十一条の三第二項）に定める割合をいい
第二項	前条第一項	旧防衛庁給与法第十四条第二項又は第三項において準用する平成十七年一般職給与改正法第二条の規定による改正前の前条第一項
	移転職員等	同項に規定する移転職員等

（平均給与額算定の基礎となる給与の経過措置）

第十九条 平成十八年六月三十日以前に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償に関する新法第二十七条第二項の規定の適用については、同項中「及び防衛出動手当とし、事務官等」とあるのは、「防衛出動手当及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）第二条の規定による改正前の第十四条第二項又は第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）第二条の規定による改正前の一般職給与法第十一条の三から第十一条の七までの規定による調整手当（以下「調整手当」という。）とし、事務官等」と、「及び防衛出動手当とし、自衛官」とあるのは、「防衛出動手当及び調整手当とし、自衛官」と、「及び営外手当」とあるのは、「営外手当」と、「相当する額）」とあるのは「相当する額）及び調整手当」とする。

（政令への委任）

第二十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

（防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第二十一条 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第九項中「（次項及び附則第十一項において「改正後の関係俸給表」という。）」を削る。

附則中第十項の前の見出し及び同項から第十二項までを削り、第十三項を第十項とし、第十四項を第十一項とする。

（国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律の一部改正）

第二十二条 国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律

第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

(自衛隊員倫理法の一部改正)

第二十三条 自衛隊員倫理法(平成十一年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「七級」を「五級」に改め、同条第三項第一号中「指定職の欄四号俸の俸給月額以上」を「指定職の欄に定める額」に改め、同項第二号中「であって、同表四号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの」を削り、同項第三号中「七号俸」を「六号俸」に改め、同項第四号中「陸将、海将及び空将の欄四号俸の俸給月額以上」を「陸将、海将及び空将の欄に定める額」に、「陸将補、海将補及び空将補の(一)欄四号俸の俸給月額以上」を「陸将補、海将補及び空将補の(一)欄に定める額」に改める。

(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正)

第二十四条 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成十六年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第三号二中「指定職の欄四号俸の俸給月額以上」を「指定職の欄に定める額」に改め、「であって同表四号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの」を削る。

(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十五条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十八項の表附則第十五項の項中「及び第三項」を削る。

附則別表第一（附則第九条関係）

イ 法別表第一の適用を受ける職員

旧号俸	旧級	1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間				
1	3 月未満	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1	1	1
	12 月以上	1	1	1	1
2	3 月未満	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	1	1	1
	12 月以上	5	1	1	1
3	3 月未満	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	8	1	1	1
	12 月以上	9	1	1	1
4	3 月未満	9	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	11	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	12	1	1	1
	12 月以上	13	1	1	1
5	3 月未満	13	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	14	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	15	3	1	1
	9 月以上 12 月未満	16	4	1	1
	12 月以上	17	5	1	1
6	3 月未満	17	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	18	6	2	1
	6 月以上 9 月未満	19	7	3	1
	9 月以上 12 月未満	20	8	4	1
	12 月以上	21	9	5	1
7	3 月未満	21	9	5	1
	3 月以上 6 月未満	22	10	6	2
	6 月以上 9 月未満	23	11	7	3
	9 月以上 12 月未満	24	12	8	4
	12 月以上	25	13	9	5
8	3 月未満	25	13	9	5
	3 月以上 6 月未満	26	14	10	6
	6 月以上 9 月未満	27	15	11	7
	9 月以上 12 月未満	28	16	12	8
	12 月以上	29	17	13	9
9	3 月未満	29	17	13	9

	3月以上6月未滿	30	18	14	10
	6月以上9月未滿	31	19	15	11
	9月以上12月未滿	32	20	16	12
	12月以上	33	21	17	13
10	3月未滿	33	21	17	13
	3月以上6月未滿	34	22	18	14
	6月以上9月未滿	35	23	19	15
	9月以上12月未滿	36	24	20	16
	12月以上	37	25	21	17
11	3月未滿	37	25	21	17
	3月以上6月未滿	38	26	22	18
	6月以上9月未滿	39	27	23	19
	9月以上12月未滿	40	28	24	20
	12月以上	41	29	25	21
12	3月未滿	41	29	25	21
	3月以上6月未滿	42	30	26	22
	6月以上9月未滿	43	31	27	23
	9月以上12月未滿	44	32	28	24
	12月以上	45	33	29	25
13	3月未滿	45	33	29	25
	3月以上6月未滿	46	34	30	26
	6月以上9月未滿	47	35	31	27
	9月以上12月未滿	48	36	32	28
	12月以上	49	37	33	29
14	3月未滿	49	37	33	29
	3月以上6月未滿	50	38	34	30
	6月以上9月未滿	51	39	35	31
	9月以上12月未滿	52	40	36	32
	12月以上	53	41	37	33
15	3月未滿	53	41	37	33
	3月以上6月未滿	54	42	38	34
	6月以上9月未滿	55	43	39	35
	9月以上12月未滿	56	44	40	36
	12月以上	57	45	41	37
16	3月未滿	57	45	41	
	3月以上6月未滿	58	46	42	
	6月以上9月未滿	59	47	43	
	9月以上12月未滿	60	48	44	
	12月以上	61	49	45	
17	3月未滿	61	49	45	
	3月以上6月未滿	62	50	46	
	6月以上9月未滿	63	51	47	
	9月以上12月未滿	64	52	48	
	12月以上	65	53	49	
18	3月未滿	65	53	49	

	3月以上6月未滿	66	54	50	
	6月以上9月未滿	67	55	51	
	9月以上12月未滿	68	56	52	
	12月以上	69	57	53	
19	3月未滿	69	57		
	3月以上6月未滿	70	58		
	6月以上9月未滿	71	59		
	9月以上12月未滿	72	60		
	12月以上	73	61		
20	3月未滿	73	61		
	3月以上6月未滿	74	62		
	6月以上9月未滿	75	63		
	9月以上12月未滿	76	64		
	12月以上	77	65		
21	3月未滿	77	65		
	3月以上6月未滿	78	66		
	6月以上9月未滿	79	67		
	9月以上12月未滿	80	68		
	12月以上	81	69		
22	3月未滿	81			
	3月以上6月未滿	82			
	6月以上9月未滿	83			
	9月以上12月未滿	84			
	12月以上	85			
23	3月未滿	85			
	3月以上6月未滿	86			
	6月以上9月未滿	87			
	9月以上12月未滿	88			
	12月以上	89			
24	3月未滿	89			
	3月以上6月未滿	90			
	6月以上9月未滿	91			
	9月以上12月未滿	92			
	12月以上	93			
25	3月未滿	93			
	3月以上6月未滿	94			
	6月以上9月未滿	95			
	9月以上12月未滿	96			
	12月以上	97			
26	3月未滿	97			
	3月以上6月未滿	98			
	6月以上9月未滿	99			
	9月以上12月未滿	100			
	12月以上	101			

□ 法別表第二の適用を受ける職員

旧号俸	旧級	1 級	2 級
	経過期間		
1	3月未満		1
	3月以上6月未満		1
	6月以上9月未満		1
	9月以上12月未満		1
	12月以上		1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
3	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
4	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	2
	6月以上9月未満	11	3
	9月以上12月未満	12	4
	12月以上	13	5
5	3月未満	13	5
	3月以上6月未満	14	6
	6月以上9月未満	15	7
	9月以上12月未満	16	8
	12月以上	17	9
6	3月未満	17	9
	3月以上6月未満	18	10
	6月以上9月未満	19	11
	9月以上12月未満	20	12
	12月以上	21	13
7	3月未満	21	13
	3月以上6月未満	22	14
	6月以上9月未満	23	15
	9月以上12月未満	24	16
	12月以上	25	17
8	3月未満	25	17
	3月以上6月未満	26	18
	6月以上9月未満	27	19
	9月以上12月未満	28	20
	12月以上	29	21
9	3月未満	29	21
	3月以上6月未満	30	22
	6月以上9月未満	31	23
	9月以上12月未満	32	24
	12月以上	33	25
10	3月未満	33	25
	3月以上6月未満	34	26
	6月以上9月未満	35	27
	9月以上12月未満	36	28
	12月以上	37	29
11	3月未満	37	29
	3月以上6月未満	38	30

	6月以上9月未滿	39	31
	9月以上12月未滿	40	32
	12月以上	41	33
12	3月未滿	41	33
	3月以上6月未滿	42	34
	6月以上9月未滿	43	35
	9月以上12月未滿	44	36
	12月以上	45	37
13	3月未滿	45	37
	3月以上6月未滿	46	38
	6月以上9月未滿	47	39
	9月以上12月未滿	48	40
	12月以上	49	41
14	3月未滿	49	41
	3月以上6月未滿	50	42
	6月以上9月未滿	51	43
	9月以上12月未滿	52	44
	12月以上	53	45
15	3月未滿	53	45
	3月以上6月未滿	54	46
	6月以上9月未滿	55	47
	9月以上12月未滿	56	48
	12月以上	57	49
16	3月未滿	57	49
	3月以上6月未滿	58	50
	6月以上9月未滿	59	51
	9月以上12月未滿	60	52
	12月以上	61	53
17	3月未滿	61	53
	3月以上6月未滿	62	54
	6月以上9月未滿	63	55
	9月以上12月未滿	64	56
	12月以上	65	57
18	3月未滿	65	57
	3月以上6月未滿	66	58
	6月以上9月未滿	67	59
	9月以上12月未滿	68	60
	12月以上	69	61
19	3月未滿	69	61
	3月以上6月未滿	70	62
	6月以上9月未滿	71	63
	9月以上12月未滿	72	64
	12月以上	73	65
20	3月未滿	73	65
	3月以上6月未滿	74	66
	6月以上9月未滿	75	67
	9月以上12月未滿	76	68
	12月以上	77	69
21	3月未滿	77	69
	3月以上6月未滿	78	70
	6月以上9月未滿	79	71
	9月以上12月未滿	80	72
	12月以上	81	73
22	3月未滿	81	73
	3月以上6月未滿	82	74

	6月以上9月未滿	83	75
	9月以上12月未滿	84	76
	12月以上	85	77
23	3月未滿	85	77
	3月以上6月未滿	86	77
	6月以上9月未滿	87	77
	9月以上12月未滿	88	77
	12月以上	89	77
24	3月未滿	89	
	3月以上6月未滿	90	
	6月以上9月未滿	91	
	9月以上12月未滿	92	
	12月以上	93	
25	3月未滿	93	
	3月以上6月未滿	94	
	6月以上9月未滿	95	
	9月以上12月未滿	96	
	12月以上	97	
26	3月未滿	97	
	3月以上6月未滿	98	
	6月以上9月未滿	99	
	9月以上12月未滿	100	
	12月以上	101	
27	3月未滿	101	
	3月以上6月未滿	102	
	6月以上9月未滿	103	
	9月以上12月未滿	104	
	12月以上	105	
28	3月未滿	105	
	3月以上6月未滿	106	
	6月以上9月未滿	107	
	9月以上12月未滿	108	
	12月以上	109	
29	3月未滿	109	
	3月以上6月未滿	110	
	6月以上9月未滿	111	
	9月以上12月未滿	112	
	12月以上	113	
30	3月未滿	113	
	3月以上6月未滿	114	
	6月以上9月未滿	115	
	9月以上12月未滿	116	
	12月以上	117	
31	3月未滿	117	
	3月以上6月未滿	118	
	6月以上9月未滿	119	
	9月以上12月未滿	120	
	12月以上	121	
32	3月未滿	121	
	3月以上6月未滿	122	
	6月以上9月未滿	123	
	9月以上12月未滿	124	
	12月以上	125	
33	3月未滿	125	
	3月以上6月未滿	126	

6月以上9月未滿	127	
9月以上12月未滿	128	
12月以上	129	

八 法別表第三の適用を受ける職員

旧号 俸	階級 経過期間	陸将補及び空将補の欄	1等陸佐及び1等空佐の欄	1等陸佐及び1等空佐の欄	1等陸佐及び1等空佐の欄	2等陸佐及び2等空佐	3等陸佐及び3等空佐	1等陸尉及び1等空尉	2等陸尉及び2等空尉	3等陸尉及び3等空尉	准陸尉 准海尉 准空尉	陸曹長 海曹長 空曹長	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士長 海士長 空士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
		1	3月未満	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	
	3月以上6月未満	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2		2	2		2	1
	6月以上9月未満	1	1	1	1	1	1	3	3	3	3	3	3		3	3		3	1
	9月以上12月未満	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4	4	4		4	4		4	1
	12月以上	1	1	1	1	1	1	5	5	5	5	5	5		5	5		5	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	5	5	5	5	5	5	1	5	5	1	5	
	3月以上6月未満	1	1	1	1	1	1	6	6	6	6	6	6	2	6	6	2	6	
	6月以上9月未満	1	1	1	1	1	1	7	7	7	7	7	7	3	7	7	3	7	
	9月以上12月未満	1	1	1	1	1	1	8	8	8	8	8	8	4	8	8	4	8	
	12月以上	1	1	1	1	1	1	9	9	9	9	9	9	5	9	9	5	9	
3	3月未満	1	1	1	1	1	1	9	9	9	9	9	9	5	9	9	5	9	
	3月以上6月未満	1	1	1	1	1	2	10	10	10	10	10	10	6	10	10	6	9	
	6月以上9月未満	1	1	1	1	1	3	11	11	11	11	11	11	7	11	11	7	9	
	9月以上12月未満	1	1	1	1	1	4	12	12	12	12	12	12	8	12	12	8	9	
	12月以上	1	1	1	1	1	5	13	13	13	13	13	13	9	13	13	9	9	
4	3月未満	1	1	1	1	1	5	13	13	13	13	13	13	9	13	13	9		
	3月以上6月未満	1	1	1	1	2	6	14	14	14	14	14	14	10	14	14	10		
	6月以上9月未満	1	1	1	1	3	7	15	15	15	15	15	15	11	15	15	11		
	9月以上12月未満	1	1	1	1	4	8	16	16	16	16	16	16	12	16	16	12		
	12月以上	1	1	1	1	5	9	17	17	17	17	17	17	13	17	17	13		
5	3月未満	1	1	1	1	5	9	17	17	17	17	17	17	13	17	17	13		
	3月以上6月未満	1	1	1	1	6	10	18	18	18	18	18	18	14	18	18	13		
	6月以上9月未満	1	1	1	1	7	11	19	19	19	19	19	19	15	19	19	13		
	9月以上12月未満	1	1	1	1	8	12	20	20	20	20	20	20	16	20	20	13		
	12月以上	1	1	1	1	9	13	21	21	21	21	21	21	17	21	21	13		
6	3月未満	1	1	1	1	9	13	21	21	21	21	21	21	17	21	21			
	3月以上6月未満	1	1	1	2	10	14	22	22	22	22	22	22	18	22	22			
	6月以上9月未満	1	1	1	3	11	15	23	23	23	23	23	23	19	23	23			

	9月以上12月未滿	1	1	1	4	12	16	24	24	24	24	24	24	20	24	24			
	12月以上	1	1	1	5	13	17	25	25	25	25	25	25	21	25	25			
7	3月未滿	1	1	1	5	13	17	25	25	25	25	25	25	21	25	25			
	3月以上6月未滿	2	2	2	6	14	18	26	26	26	26	26	26	22	26	26			
	6月以上9月未滿	3	3	3	7	15	19	27	27	27	27	27	27	23	27	27			
	9月以上12月未滿	4	4	4	8	16	20	28	28	28	28	28	28	24	28	28			
	12月以上	5	5	5	9	17	21	29	29	29	29	29	29	25	29	29			
8	3月未滿	5	5	5	9	17	21	29	29	29	29	29	29	25	29	29			
	3月以上6月未滿	6	6	6	10	18	22	30	30	30	30	30	30	26	30	30			
	6月以上9月未滿	7	7	7	11	19	23	31	31	31	31	31	31	27	31	31			
	9月以上12月未滿	8	8	8	12	20	24	32	32	32	32	32	32	28	32	32			
	12月以上	9	9	9	13	21	25	33	33	33	33	33	33	29	33	33			
9	3月未滿	9	9	9	13	21	25	33	33	33	33	33	33	29	33	33			
	3月以上6月未滿	10	10	10	14	22	26	34	34	34	34	34	34	30	34	33			
	6月以上9月未滿	11	11	11	15	23	27	35	35	35	35	35	35	31	35	33			
	9月以上12月未滿	12	12	12	16	24	28	36	36	36	36	36	36	32	36	33			
	12月以上	13	13	13	17	25	29	37	37	37	37	37	37	33	37	33			
10	3月未滿	13	13	13	17	25	29	37	37	37	37	37	37	33	37				
	3月以上6月未滿	14	14	14	18	26	30	38	38	38	38	38	38	34	38				
	6月以上9月未滿	15	15	15	19	27	31	39	39	39	39	39	39	35	39				
	9月以上12月未滿	16	16	16	20	28	32	40	40	40	40	40	40	36	40				
	12月以上	17	17	17	21	29	33	41	41	41	41	41	41	37	41				
11	3月未滿	17	17	17	21	29	33	41	41	41	41	41	41	37	41				
	3月以上6月未滿	18	18	18	22	30	34	42	42	42	42	42	42	38	42				
	6月以上9月未滿	19	19	19	23	31	35	43	43	43	43	43	43	39	43				
	9月以上12月未滿	20	20	20	24	32	36	44	44	44	44	44	44	40	44				
	12月以上	21	21	21	25	33	37	45	45	45	45	45	45	41	45				
12	3月未滿	21	21	21	25	33	37	45	45	45	45	45	45	41	45				
	3月以上6月未滿	22	22	22	26	34	38	46	46	46	46	46	46	42	46				
	6月以上9月未滿	23	23	23	27	35	39	47	47	47	47	47	47	43	47				
	9月以上12月未滿	24	24	24	28	36	40	48	48	48	48	48	48	44	48				
	12月以上	25	25	25	29	37	41	49	49	49	49	49	49	45	49				
13	3月未滿	25	25	25	29	37	41	49	49	49	49	49	49	45	49				
	3月以上6月未滿	26	26	26	30	38	42	50	50	50	50	50	50	46	50				
	6月以上9月未滿	27	27	27	31	39	43	51	51	51	51	51	51	47	51				

	9月以上12月未滿	28	28	28	32	40	44	52	52	52	52	52	52	48	52				
	12月以上	29	29	29	33	41	45	53	53	53	53	53	53	49	53				
14	3月未滿	29	29	29	33	41	45	53	53	53	53	53	53	49	53				
	3月以上6月未滿	30	30	30	34	42	46	54	54	54	54	54	54	50	54				
	6月以上9月未滿	31	31	31	35	43	47	55	55	55	55	55	55	51	55				
	9月以上12月未滿	32	32	32	36	44	48	56	56	56	56	56	56	52	56				
	12月以上	33	33	33	37	45	49	57	57	57	57	57	57	53	57				
15	3月未滿		33	33	37	45	49	57	57	57	57	57	57	53	57				
	3月以上6月未滿		34	34	38	46	50	58	58	58	58	58	58	54	58				
	6月以上9月未滿		35	35	39	47	51	59	59	59	59	59	59	55	59				
	9月以上12月未滿		36	36	40	48	52	60	60	60	60	60	60	56	60				
	12月以上		37	37	41	49	53	61	61	61	61	61	61	57	61				
16	3月未滿		37	37	41	49	53	61	61	61	61	61	61	57	61				
	3月以上6月未滿		38	38	42	50	54	62	62	62	62	62	62	58	62				
	6月以上9月未滿		39	39	43	51	55	63	63	63	63	63	63	59	63				
	9月以上12月未滿		40	40	44	52	56	64	64	64	64	64	64	60	64				
	12月以上		41	41	45	53	57	65	65	65	65	65	65	61	65				
17	3月未滿			41	45	53	57	65	65	65	65	65	65	61	65				
	3月以上6月未滿			42	46	54	58	66	66	66	66	66	66	62	66				
	6月以上9月未滿			43	47	55	59	67	67	67	67	67	67	63	67				
	9月以上12月未滿			44	48	56	60	68	68	68	68	68	68	64	68				
	12月以上			45	49	57	61	69	69	69	69	69	69	65	69				
18	3月未滿			45	49	57	61	69	69	69	69	69	69	65	69				
	3月以上6月未滿			46	50	58	62	70	70	70	70	70	70	66	70				
	6月以上9月未滿			47	51	59	63	71	71	71	71	71	71	67	71				
	9月以上12月未滿			48	52	60	64	72	72	72	72	72	72	68	72				
	12月以上			49	53	61	65	73	73	73	73	73	73	69	73				
19	3月未滿			49	53	61	65	73	73	73	73	73	73	69	73				
	3月以上6月未滿			50	54	62	66	74	74	74	74	74	74	70	73				
	6月以上9月未滿			51	55	63	67	75	75	75	75	75	75	71	73				
	9月以上12月未滿			52	56	64	68	76	76	76	76	76	76	72	73				
	12月以上			53	57	65	69	77	77	77	77	77	77	73	73				
20	3月未滿				57	65	69	77	77	77	77	77	77	73					
	3月以上6月未滿				58	66	70	78	78	78	78	78	78	74					
	6月以上9月未滿				59	67	71	79	79	79	79	79	79	75					

	9月以上12月未滿				60	68	72	80	80	80	80	80	80	76					
	12月以上				61	69	73	81	81	81	81	81	81	77					
21	3月未滿				61	69	73	81	81	81	81	81	81	77					
	3月以上6月未滿				62	70	74	82	82	82	82	82	82	78					
	6月以上9月未滿				63	71	75	83	83	83	83	83	83	79					
	9月以上12月未滿				64	72	76	84	84	84	84	84	84	80					
	12月以上				65	73	77	85	85	85	85	85	85	81					
22	3月未滿				65	73	77	85	85	85	85	85	85	81					
	3月以上6月未滿				66	74	78	86	86	86	86	86	86	82					
	6月以上9月未滿				67	75	79	87	87	87	87	87	87	83					
	9月以上12月未滿				68	76	80	88	88	88	88	88	88	84					
	12月以上				69	77	81	89	89	89	89	89	89	85					
23	3月未滿				69	77	81	89	89	89	89	89	89	85					
	3月以上6月未滿				70	78	82	90	90	90	90	90	90	86					
	6月以上9月未滿				71	79	83	91	91	91	91	91	91	87					
	9月以上12月未滿				72	80	84	92	92	92	92	92	92	88					
	12月以上				73	81	85	93	93	93	93	93	93	89					
24	3月未滿					81	85	93	93	93	93	93	93	89					
	3月以上6月未滿					82	86	94	94	94	94	94	94	90					
	6月以上9月未滿					83	87	95	95	95	95	95	95	91					
	9月以上12月未滿					84	88	96	96	96	96	96	96	92					
	12月以上					85	89	97	97	97	97	97	97	93					
25	3月未滿					85	89	97	97	97	97	97	97	93					
	3月以上6月未滿					86	90	98	98	98	98	98	98	94					
	6月以上9月未滿					87	91	99	99	99	99	99	99	95					
	9月以上12月未滿					88	92	100	100	100	100	100	100	96					
	12月以上					89	93	101	101	101	101	101	101	97					
26	3月未滿					89	93	101	101	101	101	101	101	97					
	3月以上6月未滿					90	94	102	102	102	102	102	102	98					
	6月以上9月未滿					91	95	103	103	103	103	103	103	99					
	9月以上12月未滿					92	96	104	104	104	104	104	104	100					
	12月以上					93	97	105	105	105	105	105	105	101					
27	3月未滿						97	105	105	105	105	105	105	101					
	3月以上6月未滿						98	106	106	106	106	106	106	102					
	6月以上9月未滿						99	107	107	107	107	107	107	103					

	9 月以上12月未 満						100	108	108	108	108	108	108	104					
	1 2月以上						101	109	109	109	109	109	109	105					
28	3 月未満							109	109	109	109	109	109	105					
	3 月以上 6 月未満							110	110	110	110	110	110	106					
	6 月以上 9 月未満							111	111	111	111	111	111	107					
	9 月以上12月未 満							112	112	112	112	112	112	108					
	1 2月以上							113	113	113	113	113	113	109					
29	3 月未満							113	113	113	113	113	113						
	3 月以上 6 月未満							114	114	114	114	114	114						
	6 月以上 9 月未満							115	115	115	115	115	115						
	9 月以上12月未 満							116	116	116	116	116	116						
	1 2月以上							117	117	117	117	117	117						
30	3 月未満							117	117	117	117	117	117						
	3 月以上 6 月未満							118	118	118	118	118	118						
	6 月以上 9 月未満							119	119	119	119	119	119						
	9 月以上12月未 満							120	120	120	120	120	120						
	1 2月以上							121	121	121	121	121	121						
31	3 月未満								121	121	121	121	121	121					
	3 月以上 6 月未満								122	122	122	122	122	122					
	6 月以上 9 月未満								123	123	123	123	123	123					
	9 月以上12月未 満								124	124	124	124	124	124					
	1 2月以上								125	125	125	125	125	125					
32	3 月未満								125	125	125	125	125						
	3 月以上 6 月未満								126	126	126	126	126						
	6 月以上 9 月未満								127	127	127	127	127						
	9 月以上12月未 満								128	128	128	128	128						
	1 2月以上								129	129	129	129	129						
33	3 月未満								129	129	129	129	129						
	3 月以上 6 月未満								130	130	130	130	130						
	6 月以上 9 月未満								131	131	131	131	131						
	9 月以上12月未 満								132	132	132	132	132						
	1 2月以上								133	133	133	133	133						
34	3 月未満									133	133	133	133						
	3 月以上 6 月未満									134	134	134	134						
	6 月以上 9 月未満									135	135	135	135						

	9 月以上12月未 満									136	136	136							
	12月以上									137	137	137							
35	3月未満									137	137								
	3月以上6月未満									138	138								
	6月以上9月未満									139	139								
	9 月以上12月未 満									140	140								
	12月以上									141	141								

附則別表第二（附則第九條關係）

旧号俸	新級	5 級	6 級
	経過期間		
1	3月未滿	1	1
	3月以上6月未滿	1	1
	6月以上9月未滿	1	1
	9月以上12月未滿	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未滿	1	1
	3月以上6月未滿	1	1
	6月以上9月未滿	1	1
	9月以上12月未滿	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未滿	1	1
	3月以上6月未滿	1	1
	6月以上9月未滿	1	1
	9月以上12月未滿	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未滿	1	1
	3月以上6月未滿	1	1
	6月以上9月未滿	1	1
	9月以上12月未滿	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未滿	1	1
	3月以上6月未滿	1	1
	6月以上9月未滿	1	1
	9月以上12月未滿	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未滿	1	1
	3月以上6月未滿	1	1
	6月以上9月未滿	1	1
	9月以上12月未滿	1	1
	12月以上	1	1
7	3月未滿	1	1
	3月以上6月未滿	2	1
	6月以上9月未滿	3	1
	9月以上12月未滿	4	1
	12月以上	5	1
8	3月未滿	5	1
	3月以上6月未滿	6	1
	6月以上9月未滿	7	1
	9月以上12月未滿	8	1
	12月以上	9	1
9	3月未滿	9	1
	3月以上6月未滿	10	1
	6月以上9月未滿	11	1
	9月以上12月未滿	12	1
	12月以上	13	1
10	3月未滿	13	1
	3月以上6月未滿	14	1
	6月以上9月未滿	15	1
	9月以上12月未滿	16	1
	12月以上	17	1
11	3月未滿	17	1
	3月以上6月未滿	18	1

	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
12	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	2
	6月以上9月未満	23	3
	9月以上12月未満	24	4
	12月以上	25	5
13	3月未満	25	5
	3月以上6月未満	26	6
	6月以上9月未満	27	7
	9月以上12月未満	28	8
	12月以上	29	9
14	3月未満	29	9
	3月以上6月未満	30	10
	6月以上9月未満	31	11
	9月以上12月未満	32	12
	12月以上	33	13
15	3月未満	33	13
	3月以上6月未満	34	13
	6月以上9月未満	35	13
	9月以上12月未満	36	14
	12月以上	37	14

附則別表第三（附則第十一条関係）

イ 法別表第一の指定職の欄の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸
1から4まで	1
5	2
6	3
7	4
8	5
9	6
10	7
11	8

□ 一般職給与法別表第十の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸
1 から 4 まで	1
5	2
6	3
7	4
8	5
9	6
10	7
11	8

八 法別表第三の陸将、海将及び空将の欄又は陸将補、海将補及び空将補の（一）欄の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸	
	陸将、海将及び空将の欄	陸将補、海将補及び空将補の（一）欄
1 から 4 まで	1	1
5	2	2
6	3	3
7	4	4
8	5	
9	6	
10	7	
11	8	

理 由

一般職の国家公務員の例に準じて防衛庁職員の俸給月額等を改定する等の必要がある。
これが、この法律案を提出する理由である。